○財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針を廃止する告示

事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針（平成五年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第三号）は、廃止する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省、経済産業省告示第四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第十条第二号の規定に基づく財務大臣及び経済産業大臣の指定する機関を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第十条第二号の規定に基づく財務大臣及び経済産業大臣の指定する機関を廃止する告示

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第十条第二号の規定に基づく財務大臣及び経済産業大臣の指定する機関（平成十二年大蔵省、通商産業省告示第五号）は、廃止する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百八十九号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五の四第四項及び第十四条の五第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第十九条の二の規定に基づき、平成二十五年度における同法による保険者の前期高齢者納付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第七十五号）附則第四条及び第五条の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	七十九円
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率	○・○○六九七九九
法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率	○・○○六八七三三九

○経済産業省告示第百四十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第七項第三号、第五号及び第八号に規定する経済産業大臣が指定する技術を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第七項第三号、第五号及び第八号に規定する経済産業大臣が指定する技術を廃止する告示

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第七項第三号、第五号及び第八号に規定する経済産業大臣が指定する技術（平成十二年通商産業省告示第七百四十九号）は、廃止する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）第二条の規定に基づき、平成五年建設省告示第千六百二十七号（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第四項第七号に規定する建設大臣が指定する技術）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成五年建設省告示第千六百二十七号（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第四項第七号に規定する建設大臣が指定する技術）は、廃止する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣官房に危機管理審議官を置く規則（平成十年四月九日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房に危機管理審議官を置く規則の一部を改正する規則

「第十条」を「第十条第一項」に改める。

附　則

この規則は、内閣法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十二号）の施行の日（平成二十五年五月三十一日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体　三九〇円）　（配送料別）